

参議院財政・金融委員会会議録第八号

第一百四十七回
平成十二年三月二十八日(火曜日)
午前十時開会

平成十二年三月二十八日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十七日

辞任 櫻井 充君
補欠選任 福山 哲郎君

出席者は左のとおり。

委員長 平田 健二君
理事 中島 真人君
平田 耕一君
寺崎 幹幸君
岩井 昭久君
海野 義孝君
池田 勝久君
河本 英典君
世耕 弘成君
中島 啓雄君
林 芳正君
日出 英輔君
伊藤 基隆君
久保 売君
福山 哲郎君
浜田卓一郎君
笠井 亮君
三重野 栄子君
星野 朋市君
椎名 素夫君

大蔵省関税局長 渡辺 裕泰君

大蔵政務次官 林 芳正君
吉田 成宣君
沖縄開発庁総務 玉城 一夫君
常任委員会専門員 政府参考人
局長 大蔵省関税局長 渡辺 裕泰君
政府参考人 沖縄開発庁総務 玉城 一夫君
吉田 成宣君

大蔵省関税局長 渡辺 裕泰君

本日の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件

○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨二十七日、櫻井充君が委員を辞任され、その後として福山哲郎君が選任されました。

○委員長(平田健二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。
関税定率法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に沖縄開発庁総務局長玉城一夫君及び大蔵省関税局長渡辺裕泰君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。
○伊藤基隆君 おはようございます。
伊藤でございます。

本法案には賛成の立場を表明しておきましたが、きょうはバブル後の景気対策について少し整理を図りまして、大蔵大臣の見解をお伺いしたいと思います。

もう十年になろうとするわけでございますが、バブル期からこの間の流れは一定の法則のもとに流れてきたように私は考えております。バブルを伴つて五十一ヵ月続いた平成景気と言われているものが九年二月を山に後退局面に入りました。通常の景気循環要因にバブル崩壊の影響が加わって長期化、深刻化することとなりまして、現在でもその苦悩が続いているわけでございます。

月例経済報告で景気調整局面入りを認めたのは九二年の二月で、九一年三月に緊急経済対策で公共投資削減等が決定されまして、その後、更にかけて株価が一万四千円台まで下落したわけですが、九二年八月に史上最大と言われた事業規模十兆七千億円の大手の予想を上回る総合経済対策が出来されました。九三年度には三回の景気対策が打ち出されまして、四月に総合的な経済対策の推進について十三兆円、九四年二月に総合経済対策で五兆円強の所得減税を含む約十五兆円と、史上最大が更新をされたわけでございます。

この間、景気は九三年十月を谷に回復に向かいますが、回復の足取りは極めて緩やかなもので、九五年に入ると、阪神・淡路大震災や一ドル八十円という激しい円高の影響で景気は足踏み状態となつて、四月に緊急・円高経済対策、九月に事業規模約十四兆円の経済対策が行われました。

公定歩合は九一年以来九次にわたる引き下げで史上最低の〇・五%という状況になりました。融政策の限界である超低金利政策、ゼロ金利政策

という異常事態が今日まで継続されております。こうした景気対策の効果もあって、九五年度の経済成長率は四年ぶりに三%成長となりました。

しかし、九七年四月に消費税引き上げが実施されると、駆け込み需要の反動による消費の冷え込みと、たび重なる景気対策による赤字国債発行が恒常化し、それを脱却するために選択しました。経済構造改革路線が重なったため、九七年度には景気は再び後退局面に入りました。さらに十一月の大手金融機関の破綻、金融システム不安で景気は最悪の状況となりました。

このため、再度の景気対策が必要となりまして、九七年十一月に規制緩和等を中心とした二十一世紀を切りひらく緊急経済対策、九八年一月に金融システム安定化のための緊急対策として三十兆円の公的資金の活用を可能にする措置の決定が行われ、二月に特別減税の実施、四月に事業規模十六兆円の総合経済対策が打ち出されたものの、景気回復が展望されないで、七月の参議院選挙で橋本内閣が退陣をいたしました。

小済政権により財政構造改革法が凍結されまして、二四のウサギを追わず景気回復を最優先するため、九八年十一月に緊急経済対策二十四兆円、九九年十一月に経済新生対策約十八兆円が追加されました。さきに成立した来年度予算はこの路線の集大成であるというふうに私は見ておりま

す。財政赤字の拡大が今後の大きな課題となつてきます。財政赤字の拡大が今後の大きな課題となつてきます。これが十年の流れだと思います。

国務大臣 大藏大臣 宮澤 喜一君
政務次官

私は、バブル崩壊後にとられたこれらの景気対策は、全く効果がなかつたというのではなくて、景気の下支えを懸命に行つた、政府の懸命な姿勢というものはあつたかというふうには思います。しかし、たゞ重なる景気対策が民間需要を喚起して自律的な景気回復を定着させることには成功しなかつたわけでありまして、その意味では失敗をしている、構造的な失敗ではないかという批判があるわけであります。

い問題を御提起になつておるわけでござりますの
で、それにつきましてもちよと触れることをな
ど許していただきたいと思いますが、今、伊藤委員は
十年間を回顧せられました。

私自身は、いつの日にか、過ぎ去ったその十年
私は一九八五年プラザ合意からすることがいい
ではないかと思いますが、大変にいい何年間かが
あり、次に悪夢のような何年間やがてこれはアーテ
タが集まりましたときに学問的な意味での回顧をな
ども二十一二十二年間をもつてこなよつてこな

ハカルの後遺症の大きさ、また過大な債務を抱えた企業のバランスシート調整とか不良債権処理のおくれから金融政策の有効性が低下しているということについても挙げなければならないかと思いますが、景気の動向を見誤つて財政再建路線を重視する余り、景気の腰を折つてしまつた政策判断ミスも大きな原因の一つだというふうに思いました。

い問題を御提起になつておるわけでござりますの
で、それにつきましてもちよつと触れることをな
許していただきたいと思いますが、今、伊藤委員は
十年間を回顧せられました。
私自身は、いつの日にか、過ぎ去つたその十年
私は一九八五年プラザ合意からすることがいい
ではないかと思いますが、大変にいい何年間かが
あり、次に悪夢のような何年間、やがてこれはアーティ
タが集まりましたときに学問的な意味での回顧を
必要とする十五年間であったと私は思つております
す。まだ我々はそこから脱出しておりませんので、
客観的に见れませんし、またそれだけのデータも
十分ではございませんが、必ずそうしなければ
ならない十五年間であつた、あるいは伊藤委員のお
言葉をかりれば十年間であつたと思つております。

これは橋本内閣における判断ミスということを世に上言うわけですけれども、日本の財政状況はすっと悪化してしまったから、大蔵省の行政態度といいますか、行政の基本姿勢として第一義的に財政再建路線をとる、これが最優先されていると、いう伝統があるんじゃないかというふうに思っています。布拉ザ合意からバブル発生の間ににおける政策の判断ミスということについては、さきの特別委員会が何で大蔵大臣の見解もお聞きしますけれども、そういう伝統的な財政再建最優先主義というものがあったのではないか、これが政策の判断の間違いにつながったんじゃないかというふうに私は思います。

財政再建も視野に入れた中でのたび重なる景気対策は、補正予算を組み、公共投資の追加とか公的金融機関による融資拡大という手法が中心となってきたわけでございますが、ます大蔵大臣にお伺いしたいのは、本年度は補正予算を組むことをお考えかどうか、その可能性について、さきに否定されておりますけれども、ここで改めてお聞きしておきたいとふうに思ひます。

とは、私はそうかもしれない、その点は素直に自分も毎日思つてることでござりますので、思ひます。

ただ、先般、十一二月のQEの中で設備投資が初めてプラス四・六%になりましたことは、私にとっては実は非常に希望の持つことだと思つております。十一一二が非常に悪うございましたから全般的によくないという評価になつていてけれども、初めて設備投資が表面に出てきた、水面にあらわれたということの意味を私は非常に大事に考えております。

御承知のように消費はよくございません。これはこれだけのリストラをやりますとある程度覚悟しなければならないことでございますが、それにもかかわらず設備投資がプラスになつてきましたということは、これは消費と違いまして一度顔を出しますと、頭を出しますと何期かは続くのが普通でございますので、先が見えたような思いがいたしておるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、これらのことは何年かたちましてこの十何年を回顧した中で正確にはわかつてることで、今私が申し上げていることもまた結果として全く間違つているかもしれませんという危険は存在しているわけでござりますけれども、そういうふうに判断いたしております。

大変長くなりましたが、十二年度予算を新年度から執行してまいります中で、この中には御承知のように金融危機についての終止符を打つ、あるいは公共事業についても前年度と同じだけのかなり多目的の計上をしてござります等々から、私としてはこの予算をもつて従来の景気刺激的な対策を一応正常化したいと考へてまいりましたし、また事業につきましても、從来前倒しを続けてまいりましたが、この十二年度にはいわば自然体の執行を基本的には考へたい、事態が変わりますれば改めなければなりませんが、そういうふうな思いで

したがいまして、その展望が誤つていなければ、これが御質問のところでござりますが、秋になつて大きな補正予算を組む、昨年度も一昨年度もそうでございましたが、そういうことをせずに、やがて民需に経済の動きがバトンタッチできる、そういう状況が展開するのではないか。間違つているかもしませんが、そういう公算が高くなつたと考えております。

したがいまして、もしその見通しに誤りがなければ、大変高い金額の国債を発行することになつておりますが、今年度補正によつてそれがさらに上積みをされるということは避けることができるであろうし、またかなりたくさんの方ほども申しましたような景気刺激的な要素あるいは金融安定化の要素は、これはそつなりますれば十三年度には必要のないことになつてくるはずでありますから、十三年度は国債の発行額を減らすことができるのであるうというような、幾らか希望的でございますが見通しを持つております。

したがいまして、ただいまの御質問に対しましては、平成十二年度の秋に大きな補正予算を組む必要があるかないかと。今いたしましてはそういう必要がないような経済運営が可能ではないとか、そうなればそういうことをする必要がないということを私いたしましては考へております。

○伊藤基隆君　今の答弁を聞いておりまして、私たちは野党でありますから与党と激しく争うわけですが、國という立場から見たときにはどうなることをだれしも望んでおるわけでございまして、財政再建というの大変重要な至上命題であることは間違いございません。十一一二のQ&Aの中で設備投資がプラス四・六%というのは、泥の中にアンカーを打ち込んでやつと下の岩盤に着いたかという大蔵大臣の感想はよくわかりまして、私もその点は、ああ、やつとそこまで来たかという感じは持つております。

さきの予算委員会で、実は大蔵大臣が、正確にどういうふうに言つたかは覚えていませんが、日

本の国力ということについて、国民の資産、十二百兆とも言われている資産、それとGDP、それから公債残高、これを見たときに、日本の底力というか基本的な力はあるんだと、それがゆえに樂観的でもあるんだということを言いまして、公債残高に対する批判が大変厳しい中での大蔵大臣の答弁として私は注目して聞いたわけございました。

これは現実的ではないかもしませんけれども、一つの家庭の財政から見えたときに、年間六百万円の収入があつて、これはちょっと低いですが、六百万円の借金があつて、しかし一千二百万円の貯金があるというものなんだと、國力の基本は、この國力の基本はいつかまた大蔵大臣の御意見をお聞かせいただくチャンスをとりたいと思つてゐるんですけれども、日本の國力の基本にそういう力があつて、しかしそれが、例えば国民の資産というものがアメリカの景気動向によつて危うくされないかということは常にあります。

さらに、日本の國力の基本は製造業だと私は思つていてますから、製造業が耐久資材よりは機械とか原材料の輸出が圧倒的に多いんだ、八割方そ

うなんだという状況を見ると日本の製造業の実力のほどが知れるわけござりますけれども、それ

が設備投資に転化を始めたと。

しかし、一方でその製造業の力の源泉の一つに

安定した労使関係というのがあって、そのことが過度のリストラということももあつたとすれば崩壊しかねない。これは製造業が再び力を復活させることに力をそぐものになりはしないか。

自民党の一部から労使関係に入れるような政

策上の発言がありますけれども、何もわかつていませんじやないかというふうに私は思います。製

造業は経営者だけで成り立っているわけじゃなく

て、中小企業から大企業に至る労使関係の安定といふものが非常に大きいわけありますから、技術革新ももちろんありますけれども、そういうこ

とが今後設備投資がプラスに転じたということを

か。

さらには、社会的な安定の問題で、治安が悪化

している。警察の問題も出てきました。福祉に対

する展望が、年金、医療、介護等について、特に

年金が今、国会の中で争いになつてゐるわけです

が、この展望が國民の中に安定要因を見出し得な

いんじゃないかというよつた問題。

さらには、財政と金融の分離の中、金融政策、

金融再生委員会、金融監督庁のやつていることが、

先般の手心発言はもつてのほかござりますけれ

ども、全体的にはきちんとやつてきたけれども、

それは財政とか国とか社会のらち外ではないんで

すが、金融監督に特化し過ぎてゐるための不安要

因が出てきやしないかと、いうようなこともあります

て、私はかねてから財政と金融は一体であるべき

だという主張を党内でもして、少數意見なん

ですけれども、ならば今度内閣府でくる金融を

コントロールするシステムが有効に働くかどうか

という問題もありますが、そういうときに、今、

政府は財政と金融両方の政策のコントロールを強

めに、総理がやるのかある委員会がやるのかわか

りませんけれども、やらないと、せつかくの回復

基調に持つていくことが不可能になるんじやない

か、あるいは日本の國力を失うことになりますしな

いかというようなことも実は考えておりまして、

これは質問通告していいんですけど、今の大蔵大

臣の御答弁をお聞きしていく、ふと、日ごろから

思つてることをしゃべりました。

何か御所見をお伺いできればと思つています。

○國務大臣(宮澤喜一君) 前段のお話でございま

すけれども、アメリカの連銀のアラン・グリーン

スパンが私によく言うことでございますが、かつて一九九〇年代の初めごろに年率一%であったア

メリカの生産性というのはしばらく前ですけれ

ども四%ぐらいまで來てゐる、今はもつと来てい

るのかもしれません。彼はその一つはインフレ

メーションテクノロジーであると言いますが、も

う一つの原因是労働の流動性である。ただし、

すぐに言いました、これは君の国とは違うね。

私は違うと言つておるわけです。

つまり、一種のレイオフによるああいう社会の

あり方そのものを我々はまねをするつもりもない

し、まねをすることも恐らくできない。しかし、

我々は我々で、労働のモビリティーを我々のやり

方でやつてきたし、同じことをすることは言いませんけれども、アメリカのようなやり方を我々はそ

のまますることは恐くないであろう。

それは伊藤委員が今おつしゃつたことと結局同

じことでございますが、社会全体の連帶性という

もの、あるいは労使関係とおつやいましたから

それでもいいんですが、それは我々はアメリカ流

になることを指向しているのではないか私は思つております。ですから、そういう意味で、物をつ

くるということのこれから意味、またそれを

バックアップするところのいろいろな体制につい

て、我々はアメリカと同じ道を歩むわけではない。

殊に、バックアップする、その前段のことです

いきますれば、いろいろレイオフがありまして、こ

との労使交渉も終わりに近づいていますけれども、それ

も、一つ私が気がついておりますのは、昨年の夏

ごろには失業率が五%に近づきました。間もなく

五%を突破すると言われましたけれども、実際に

はそれから多少好転に向かつていて、現実には常雇用からテンボラリーな雇用に変わつており

ますから賃金水準は下がつてしまつたけれども、完

全失業の数字はあるところでとまつてきたという

あたりにいろいろ我が國なりのアメリカと違つた

労使の関係が働いているんではないかと思います

し、最近、有効求人倍率が少しよくなつておると

いうところもあるいはそうであるかもしれない。

う対応の仕方をしながら、しかし旧態依然である

わけではなくて、多少時間がかかるかもしだれ

いの対応をするのではないか。

そこへいきますと、おっしゃいますように、い

わゆる社会保障についての基本的な國民のコンセ

ンサスが生まれていないということは非常に気に

なることありますて、一つ一つの施策がばらば

らに議論され、しかも全体として、國民全体がど

のぐらいの給付とどのぐらいのコストの水準でコ

ンセンサスが生まれるかということがまだにわ

かっていらないということは非常に不安なことです

が、この展望が國民の中に安定要因を見出しえな

いんじゃないかというよつた問題。

さらには、財政と金融の分離の中、金融政策、

金融再生委員会、金融監督庁のやつていることが、

先般の手心発言はもつてのほかござりますけれ

ども、全体的にはきちんとやつてきたけれども、

それは財政とか国とか社会のらち外ではないんで

すが、金融監督に特化し過ぎてゐるための不安要

因が出てきやしないかと、いうようなこともあります

て、私はかねてから財政と金融は一体であるべき

だという主張を党内でもして、少數意見なん

ですけれども、ならば今度内閣府でくる金融を

コントロールするシステムが有効に働くかどうか

という問題もありますが、そういうときに、今、

政府は財政と金融両方の政策のコントロールを強

めに、総理がやるのかある委員会がやるのかわか

りませんけれども、やらないと、せつかくの回復

基調に持つていくことが不可能になるんじやない

か、あるいは日本の國力を失うことになりますしな

いかというようなことも実は考えておりまして、

これは質問通告していいんですけど、今の大蔵大

臣の御答弁をお聞きしていく、ふと、日ごろから

思つてることをしゃべりました。

何か御所見をお伺いできればと思つています。

○國務大臣(宮澤喜一君) 前段のお話でございま

すけれども、アメリカの連銀のアラン・グリーン

スパンが私によく言うことでございますが、かつて一九九〇年代の初めごろに年率一%であったア

メリカの生産性というのはしばらく前ですけれ

ども四%ぐらいまで來てゐる、今はもつと来てい

るのかもしれません。彼はその一つはインフレ

メーションテクノロジーであると言いますが、も

う一つの原因是労働の流動性である。ただし、

さう一つの原因は労働の流動性である。

ただ、

それは、過去五年間の決算で公共事業関係費の不用額、つまり使い残し金額と翌年度への繰り越しを調べてみますと、平成六年度、九四年度決算で不用額九十四億円、繰越額一兆五千九百九十三億円、七年度決算で不用額四百九十九億円、繰越額一兆二千百五十二億円、平成十年度決算で不用額百八十億円、繰越額三兆百八十四億円となっています。九三年度以降、決算額が予算現額を大きく下回っておりまして、毎年多額の予算が執行できず、これが繰り返されていたことになります。

この背景には、公共投資の実施主体の多くは地方で、九六年度の政府投資の中央、地方別の割合は地方が七四%ということでございますが、国が補正予算で補助金をつけても地方が対応できないという問題が指摘できるのではないかというふうに思います。また、補正予算による公共事業関係費の追加を繰り返した結果、補正後の前年度予算額と翌年度当初予算額とを比較すると、新年度当初では公共投資額が前年度実績を下回るため、一時的にはむしろ需要抑制効果を持つてしまつたのではないかというふうにも考えます。

このように、補正予算によるトップ・アンド・ゴーの景気対策は結果としてたび重なる史上最大大といううたい文句ほどの効果を生まなかつたのではないかというふうに考えられます。また、公共投資が緊急に追加しやすいプロジェクトに向かはれ、結果的に非効率な面あるいは民間需要に結びつきにくいものに対して行われたという問題もあります。

今年の初めに、梶山静六元官房長官が週刊誌上で小渕政権の経済政策を批判しました。「戦略上、最も愚劣な戦力の逐次投入をやめ、こそぞといふ分野に集中して徹底的に資金を投入していくべきです。」と、いかにも元軍人らしい表現を使つておりますけれども、過去の景気対策がその景気対策のとり方の誤りによって民間の自律的回復に結

○國務大臣(宮澤喜一君) 公共事業につきましては、役に立ったとしても自律的回復に結びつかなかつた政策上の問題があるんじやないかというふうに考えますけれども、大蔵大臣の考え方をお伺いしたいと思います。

この点は前にも申し上げましたが、昨年の秋ごろから四つの目標、第一は構造改革的な部分、第二はいわゆる少子高齢化対策、第三は環境、第四は情報通信でござりますが、いわゆるミレニアムの中でもそういう四つの大きな重点的な配分をしまして、また従来の配分もそれに従つて整理をいたしてみますと、大体九兆余りの二割余りはそういう方に入ってきてる。これからこれは伸ばしていくかなければなりませんが、そういう反省をしたり、時間がかかるつてなかなか効率のいかない古い公共事業を既に廃止、中止したりいろいろいたしておりまして、これはこれから我々の努力の要るところとございます。

しかし、そうではありますけれども、日本のインフラストラクチャヤーというのはもう公共事業が要らないというほど十分ではない。我々の郷里からものもかなりそういう部分が多いことがそれを至らの、お互いにそううございますが、希望といふのをしておるし、また都会には都会なりのニーズがあるわけでございますから、私は公共事業が必要になくなつた日本というものではないと思っておりませんけれども、そういう反省点がございます。

それから第二に、秋に大きな補正を組むといふことが現実に不可避だと考えますと、当初予算にはシーリングというものがござりますけれども、その査定といふものはおつしやいますように影響を受けます。どうせ秋にまたしなければならない及び、今の予算編成でいいますと、当初予算には

るを補正」という形で逃れるような大変奇怪なことがあります。殊に、今おっしゃいましたように、地方財政がこうなりましたので、単独といううものに全く期待ができないということにもなります。これは地方財政の問題としてもう本当に取り上げなければならぬ焦眉の問題になつてしまひましたが、そういうこともあります。

それらのことと、大きく補正に頼つてやつてきたり方というのはできるならば脱却をいたしましたい、今回それができればということを心がけておるわけでございます。

○伊藤基隆君 財政問題に対する質問はまだたくさん用意したんですが、時間の関係で終わりにいたします。

関税局長においてて関税局長の考え方をお聞きします。

この委員会でも二回ほど大蔵大臣に御質問申し上げて、前向きの御答弁をいただきました。昨年は行財政改革・税制特別委員会で林政務次官にもお聞きして、前向きの御答弁をいたしております。総務省長官にもそのような答弁をいただきました。さきの予算委員会でも同じ質問を大蔵大臣、総務省長官、その他の大臣にもいたしました。

私は労働条件問題でこの問題をお聞きしているわけではなくて、その面もなくはありませんけれども、社会的問題、特に日本の治安とか青少年問題の根幹をなす重要問題として対応しなきやならないなどということでお聞きしています。

財政・金融委員会の地方視察の中で税関長からの話を聞いてみると、つくづくそのことが重要な政治課題というか社会的課題だというふうに思つております。現場は関税局長を頼りにしているわけであります。関税局長がどういう頑張りをするか。大蔵大臣が前向きの答弁をしても、関税局長が減つてもやむを得ないということだとたらそれは対応できないわけであります。きょうは初めて

かせいただきたいと思います。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 覚せい剤、麻薬等との関連で今後の人員をどうしていくのかというお尋ねでございます。

先生御存じのとおり、近年、第三次覚せい剤乱用期、こういうふうに言われております中で、覚せい剤、麻薬等不正薬物の問題が深刻化をしております。

税関におきましては、不正薬物の国内流入を水際で阻止するということを最重要課題の一つとして位置づけて、警察、海上保安庁等関係取り締まり機関との連携を強化しながら積極的な取り締まりを実施しております。その結果、昨年の水際における不正薬物の押収量は約二二一トンとなつておりまして、過去最高を記録いたしました。昨年の押収量の約一・五倍になつております。また、過去五年間におきます不正薬物の国内押収量全体に占めます水際での摘発の割合は六割台が七割台程度というふうになつております。

このような状況に対しまして、税関としましては、薬物乱用防止五カ年戦略にのつとりまして、これは各回国税関当局との情報交換、分析を行ううえで、一つは情報収集、分析の強化を図っております。これは各回国税關当局との情報交換、分析を行なうための連絡事務所、R.I.L.O.と申しておりますが、それの我が国説致、そういうようなこともやつております。

それからまた、麻薬探知犬、エックス線検査装置の増配備など取り締まり検査機器の整備も図っております。来年度はコンテナ全体を一遍に検査できる大型エックス線検査装置を初めて導入する予定でございます。

それからまた、地方港を含めました広域的、機動的な取り締まりや警察、海上保安庁等との合同取り締まりの積極的な実施など取り締まり職員の効率的活用等の対策を積極的に講じまして、取り締まり体制の強化を図っております。

それからまた、法制面におきましても、現在御審議をお願いしております法律の中で不正薬物の

件数がござりますので、これを「輸入者」と名寄せをすることが事実上できませんのですから、全体の輸入者数というのは把握いたしております。

ただし、それだけでは事後調査の管理ができます。せんものですから、事後調査の主な対象として税関が把握しております輸入者数、管理対象輸入者数と私どもの言葉で申しておりますが、それは平成十事務年度で三万八千三百三十九者でござります。これに対しまして、平成十事務年度、平成十一年七月から十一年六月において事後調査を実際に行いました輸入者数は四千五百二十八者でござります。

○笠井亮君 そうすると、実際には輸入者数の一割強しか毎年事後調査をしていないと。しかも、問題が判明したときにはもう通関した後ということがあります。そして、現場でおかしいと思うような荷物、貨物をとめることができるのかという問題を先ほど申し上げたわけですが、しかも事前のチェックで問題業者を排除する、そして事後のチェックもすると言うけれども、それは課税という観点から調査に基本的に限られていると。私は問題はそれによくならないと思うんです。

麻薬、けん銃などの社会悪物品の検査という問題がありますが、それと同時に、例えば他省の法令関係、つまり検疫だと、あるいは食品衛生法などに基づく許可、承認が一方で厚生省とかありますよね。それについてきつと作業の流れの中で確認等が保証されているかという問題があると思ふんです。

皿になってしまつと。これは意図的であつてもなくとも、ミスの場合もあるかもしれない。しかし、それは実際としてはチェックできないという仕組みになるんじやないですか。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 同一の分類番号と申しますが、H.S.番号のもとでも他法令に該当するかどうか判断を要する場合というお尋ねだと思いますが、その場合には私どもは例外的にインボイスを徴収するということが必要だと思っておりま

を受けた後に、本来ならば届けの必要な食卓用品の皿に変えて届け出をしなくとも、今度は自動的に基本的にオーケーになってしまいます。

こういう場合に、品物を基本的に見ない仕組みの中で果たしてそういうことが是正できるのか。税関業務の中での辺は非常に重要ですね。これでは果たしてできるんでしょうか。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 私どもの現在御提案申し上げております簡易申告制度の特徴と申ししますのは、現場でできるだけ混乱あるいは不正が起きないように事前にできるだけ貨物を絞り込むということを御提案申し上げております。その点はヨーロッパ等の制度に比べてはるかに厳しくなっております。

したがって、公的な言葉で申上げますとヨーロ

番号九けたできちっと絞り込む。もちろん絞り込む際には現物も確認させていただき、それからそれについての物も見せていただいてその上で確認するということをいたしておりますので、御懸念のような問題というのは実際には余り起きないのではないかというふうに考えております。

○笠井亮君 絞り込むときは最初でしょ。つまり、最初に見てこれを確定するときは九けたでやるわけですから、それを今度の仕組みで年二十四回やれば、そしてちゃんといい業者であるということさえすれば、後は自動的にオンラインに載っていくわけですから、簡易申告になってしまえばその後も見ないですよね。だから、あるとまでは台所用品ということで入れてきたものだけれども、同じコードですから、二十五回目からは皿になってしまう。これは意図的であつてもな

○政府参考人(渡辺裕泰君) 同一の分類番号と申
くても、ミスの場合もあるかもしれない。しかし、
それは実際としてはチェックできないという仕組
みになるんじゃないですか。

しますか H.S.番号のもとでも他法令に該当するかどうか判断を要する場合というお尋ねだと思いつますが、場合には私どもは例外的にインボイスを徴収するということが必要だと思っておりま

すし、そういうことができるような仕組みに現在したいというふうに考えておるわけでございます。

それからまた、他法令のお話でござりますが、他法令の該当物品を簡易申告制度の対象にするかどうかということでお尋ねになつておられます。が、私どもが考えておりますのは、いわゆる他法令、他省庁のいろんな規制に関する手続、例えば検疫、食品衛生等々でございますが、これらは簡易申告制度を導入いたしましても、またその対象物品につきましても、今までどおり他法令による検査、審査等をやつていただいて、その後が税関手続きでございますので、その後の税関手続を通常申告か簡易申告かにするということで、他法令の手続については簡易申告と導入いたしまして可

○笠井亮君 厚生省でいえば、審査、検査の省略や形骸化それ自身指摘されております。ただ、今申し上げたような形で、結局、税関のところといふのは、そういうことを全部集約的にやって、ここできちつとやるというのがもともとの仕組みでありますから、だから意図的であつてもなくとも、これは別に食品衛生法に関係する問題、必要ないということで厚生省に出さずに、そして税関のところで簡易申告で通つてしまふ。それで、今までと違うことを二十五回目からやるということになつた場合、これはそうは言つたつて今までチエックできたものができないということになると思ふんです。

これは皿ばかりじゃなくて、例えば子供の玩具としても、材質を特定し、乳幼児が口に接触するもの、例えば積み木とかお面とかガラガラとかボールとかままで用具などは本来規制の対象で

すけれども、関税率表でいくとほとんどその他のものというふうに分類されてしまうことになると思うんです。

だから、輸入時の現物確認が大事だと思うんだ

けれども、簡易申告制度では実際にはチェックできぬ可能性も出てくる。けさもテレビでトウケンロコシの遺伝子組みかえの輸入の問題の現場を

ニュースでやつておりましたけれども、食料品をめぐつてもさまざま不安や危惧がある。輸入人や的なチェックをやるシステムというのが基本的にあつたということでやつてきたたと思うんですけれども、簡易申告制度でいうと、過去三年間に違反がない、そして帳簿処理がしっかりとしている、担保も出せるということでやつてきている企業、業者で年二十四回以上同一貨物を輸入しさえすればこの指定を受けられますよね。そうなると、今後もこの業者、輸入者は悪いことをしない、いい業者という前提に立って、後は、これは悪いケースの場合は中身をごまかしたとしても、あるいはミスでうつかりしたとしても、税関のところでチェックできなくなるということが起こるんじゃないかなと、私はそこを危惧しているんです。

大蔵大臣に伺いたいんですけれども、今申し上げたようなことで、国民の健康や安全を守るために水際でのチェックというのを放棄することにながるということが出てくるのではないかと思うんですねけれども、消費者、国民にとってこれがまた大きな不利益につながりかねないんじやないかとその点についてはいかがお考えでしょうか。大臣に伺いたいと思います。

○政務次官(林芳正君) 委員からいろいろ御指摘をされて、また関税局長からもお答えをしておつ

たところでございまして、細かい点に立ち入りますせんけれども、答弁でずっと言っておりましたように、簡易申告制度とほかの観点からのいろんななことは別でございまして、あくまでほかのものでございません。

いろんな類いがあるは、それはきちっと今までどおりやるということが原則でございます。そういう意味で、もし一回承認を受けた者が仮に不正を行つておった場合にはちゃんと審査、検査して

提供者の問題で、中小の通関業者に負担が大きい、こういった制度の導入は難しい、というような趣旨での答弁でございました。

そこでお伺いしたいのでございますが、今回の簡易申告制度の導入に当たりまして、今もいろいろございましたけれども、中でも中小の通関業者への配慮はどのような形になつてあるのでしょうか。実際に通関業者のうちこの制度を利用できなかつたがつて海外との取引でそういう中の通関業者が排除されるおそれがあるのではないかと心配しておりますが、何か具体的なデータがあれば御説明いただきたいと存じます。

○政府参考人(渡辺裕泰君) お答え申し上げます。

先生から今、事後の納付制度あるいは後納制度についての昭和五十九年当時の御議論の御紹介がございまして、当時は確かに、先生がおっしゃいましたように、通関業者が担保の肩がわりを強いられることによつて中小通関業者の排斥につながるのではないかという議論があつたということは私どもも承知をいたしております。

ただ、その後、平成元年に納期限延長制度として、輸入者が担保を提供して納期限を三ヶ月延長できる制度が導入されておりまます、通関業者ではなくて輸入者が担保を提供するという制度でございますが、この担保は輸入者がみずから担保を提供しているのが実態でございまして、これによって中小業者を含め通関業者へのしわ寄せという問題は生じていないというふうに考えております。

このように、輸入者が担保を提供するというこ

とについては既に定着していると考えられますので、簡易申告制度が導入されましても中小の通関業者が排斥されるという問題は生じないとふうに考えております。

また他方で、簡易申告制度が導入されましても通関業者は従来どおり引き取り申告と納税申告の代理を行なうことができますとともに、簡易申告に係る申請手続につきましても新たに通関業務として代理申請できるよう制度改正をお願いいたしております。このような通関業務につきましては、

○三重野栄子君 続きまして、やはり中小の問題でござりますけれども、加工再輸入減税制度に関するお尋ねいたします。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 加工再輸入減税制度は我が国から輸出された原材料を用いて海外で加工等が行われました製品を再び我が国に輸入いたします場合に関税を軽減するものでござります。具体的には、製品の課税価格から輸出原材料貨物の価格を控除して、それに関税率をかけることで負担の軽減を図つておられるものでございます。

今般の改正では、加工再輸入減税制度の対象製品といたしまして、皮革製品のうち革靴、野球用のグローブ、ミットを除きました残りの革製のかばん、ハンドバッグ、財布、衣類、手袋等の皮革製品を本制度に追加することとしたしております。

この制度の活用によりまして、輸出原材料であるためし革の製造業者とりましてはなめし革の輸出が促進されるメリットがございますし、皮革

製品の製造業者とりましては海外での安い生産コストを活用して競争力を高め、それを通じて産業全体としての体力の維持強化を図るというメリットがございます。

一方、消費者とりましては本制度によりまして海外での安い生産コストを活用した低価格の皮革製品の供給が促進されると

○三重野栄子君 このメリットについても評価でござりますけれども、この制度の導入に関しましてはまだ私もよく研究しておりませんけれども、やはりこの業者の方は中小零細の方が大変多うござりますので、より多くの御配慮をお願いしたい

して、拝見をいたしましたと、下請業者等に影響が生ずるとの懸念があるようでございます。

この制度が導入されましても、海外へ生産拠点を移せないような中小零細業者は今回の改正によりましてより安い海外産の製品との競争を余儀なくさせられるようと思うわけであります。この

○政府参考人(渡辺裕泰君) 今回の制度改正に当たりましては、当初、通産省等から御要望をいたしました折に、私どもも制度を改正することはやぶさかではありませんけれども、それによつてかえつて国内の下請業者等の生産者が困るというようなことがありますまいので、その辺をよく業界等と詰めていただきたいということを申し上げました。

そのこともございまして、皮革及び皮革製品業界におきまして本制度の効果に関して下請業者への影響についても十分に勘案した上で慎重かつ総合的な検討が行われ、合意の得られた製品について対象品目の追加の要望がなされたものというふうに承知をしております。

私たちが聞いておりますところでは、この制度の活用が見込まれます外国から再輸入されます皮革製品は低価格品が主流となると考えられます一方で、国内企業の戦略といたしましては、国内製品の高附加值化あるいは市場の動向に迅速に対応した製品づくりの推進によりまして、外国で加工された製品とのすみ分けを図ることとしている

というふうに聞いております。

それから、今回対象に追加いたします皮革製品につきましては、下請の方も含めました国内企業の影響にも配慮いたしまして、減税の対象となる輸出原材料や海外での加工工程に限定を加えること

○三重野栄子君 海外での減税の問題につきましてはまだ私もよく研究しておりませんけれども、やはりこの業者の方は中小零細の方が大変多うござりますので、より多くの御配慮をお願いしたい

して、拝見をいたしましたと、下請業者等に影響が生ずるとの懸念があるようでございます。

度額の問題につきましてお尋ねいたします。

税関手続に関する企画部会懇談会におきまし

て、日米商工会議所協力会議や製品輸入促進協会

から要望があつたようでございます。

国際的な比較で見ましても、アメリカ、シンガポール、オーストラリアなどと比較しましても低

い水準にあるようでございます。現在一円と

なっております我が国の免税輸入限度額は三万円

ぐらに引き上げてもよいのではないかというふうに思つたりするわけでございますが、いかがでございましょうか。仮に三万円に引き上げた場合の減収額がどのくらいになるのかも含めてお答えいただきたいと思います。

○三重野栄子君 続きまして、やはり中小の問題でござりますけれども、加工再輸入減税制度に関するお尋ねいたします。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 新たに皮革製品が加えられることになつております。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 生産者や消費者それぞれの観点からあると思いますけれども、御説明をお願いします。

○政府参考人(渡辺裕泰君) お尋ねいたしました

○政府参考人(渡辺裕泰君) 今回の改正によりまして、同制度の対象品目に新たに皮革製品が加えられることになつております。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 今回の改正によるメリットにつきまして、生産者や消費者それぞれの観点からあると思いますけれども、御説明をお願いします。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 今回の改正によりまして、同制度の対象品目に新たに皮革製品が加えられることになつております。

重に検討すべき点が多くございまして、免税点を引き上げることは困難と考えております。

なお、この減収額につきましては現在計算をいたしておりませんので、手持ちの数字はございませんことをお許しいただきたいと思います。

○三重野栄子君 大蔵大臣にお願いをしないまま突然で恐縮ですけれども、いろいろ業務に関する御努力は伺いました。その中で、これから人員削減という方向もあるだらうと思うんですけれども、税関業務の特殊性に関連をいたしまして、職員の皆さんとの問題も含めて、今まで議論のありましたことにつきまして、大蔵大臣、一言お声をいただきたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実は昨日も、大蔵省関係の職員の組合の幹部の諸君、たくさんございましたが、話をしましたときに、税関につきましては、私はしばしば本委員会を始めとして国会の委員会で、いろいろ社会悪物品の我が国への侵入について新しい非常に大変な仕事をしている、本来の仕事に加えてそういうことでいろいろ事務の努力をしているだらうが、事務能力を超える仕事を税関の代表の諸君に話しました。そういう御指摘がいるのではないかという御指摘があることを

にもかかわらずなかなか定員というものがふえないと、むしろ全体の削減計画の中で減っていくということに国会で非常に御批判があるということを申しました。幹部諸君としては、自分たちも全力を挙げて合理化に努め、なお一生懸命いたしておりますけれども、おっしゃるような御指摘の点がございますといふような返事をしておりました。

要は、どれだけ私どもがこういう定員削減の中でそれに対応できるかということをございますので、私どもの方にどうも国会の御意向からいいますと責任がかかつてくるような、そういう意識はいたしております。できるだけ努力をいたしたいと思っております。

○三重野栄子君 よろしくお願ひします。
終わります。
ありがとうございました。

○委員長(平田健二君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、関税法等改正案に対する反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、関税法に課された役割の一部放棄につながる簡易申告制度を導入することをめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に沿つたもので、輸入品に対する検査体制を一層骨抜きにし、不公正な輸出入取引の防止、水際での麻薬、けん銃等の社会悪物品の流入阻止、関税などの適正な徴収を確保するという税関に課せられた使命遂行を妨げ、貿易の公正で安全な発展を阻害するおそれの大きいものであります。

簡易申告制度の導入は、財界、多国籍企業の要望に沿つたもので、輸入品に対する検査体制を一層骨抜きにし、不公正な輸出入取引の防止、水際での麻薬、けん銃等の社会悪物品の流入阻止、関税などの適正な徴収を確保するという税関に課せられた使命遂行を妨げ、貿易の公正で安全な発展を阻害するおそれの大きいものであります。

反対の理由の第二は、粗糖等関税の撤廃、加工再輸入減税制度の対象に皮革製品を加えることなど、地域経済にとって重要な地農業、地場産業に否定的な影響を与え、衰退を招きかねない内容が含まれてゐることであります。

以上、反対の理由を述べ、討論を終わります。

○委員長(平田健二君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(平田健二君) 関税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平田健二君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平田健二君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと

及び参議院の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○委員長(平田健二君) 関税法等の一部を改正する法律案に附帯決議(案)

対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たつては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たつては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制整備及び事務の一層の機械化・合理化の促進に特段の努力を払うこと。

一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際ににおける取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まつてゐることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、税關職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

一、消費税の増税反対、消費税率3%への減税に関する請願(第七五七号)

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、関税法等の一部改正案の慎重審議に関する請願(第七四七号)

一、消費税の増税反対、消費税率3%への減税に関する請願(第七五八号)

一、所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願(第七六八号)

一、関税法等の一部改正案の慎重審議に関する請願(第七五九号)(第七七〇号)(第七七一号)(第七七二号)(第七七三号)(第七七四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七八二号)(第七七八三号)(第七七八四号)(第七七八五号)(第七七八六号)(第七七八七号)(第七七八八号)(第七七八九号)(第七九〇号)

一、所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願(第七六九号)(第七七〇号)(第七七一号)(第七七二号)(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七八二号)(第七七八三号)(第七七八四号)(第七七八五号)(第七七八六号)(第七七八七号)(第七七八八号)(第七七八九号)(第七九〇号)

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平田健二君) 全会一致と認めます。よつて、寺崎君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。寺崎君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言求められておりますので、この際、

第七四七号 平成十二年三月十三日受理
関税定率法等の一部改正案の慎重審議に関する請願

請願者 神戸市中央区波止場町六ノ一四

磯田和男 外九十九名

紹介議員

池田 幹幸君

現在、国会において審議中の関税定率法等の一部を改正する法律案には特例申告制度の導入が盛り込まれている。これは、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けている輸入者が指定を受けた種類の貨物について、法令遵守の確保を条件に輸入申告時の審査・検査を基本的省略することにより、簡易かつ迅速に輸入できることとするものである。本制度が実施されると、約一万五千の輸入者及び全輸入申告件数の半数程度が対象になること、大蔵省は推計している。善意であると否とにかかわらず、多くの貨物を実質的に無審査・無検査で国内に流入させることになり、国民生活に与える危険性は計り知れない。また、指定貨物に該当するか否かの判断が事実上特例輸入者に任せられることになり、適正な通関を確保する上で重大な問題となる。さらに、現在問題となつてゐるワシントン条約、モントリオール議定書及びバーゼル条約など社会的規制の遵守に対する国民の期待に反し、国としての責務を放棄することになる。我が国の税関手続は電算化等の様々な施策により迅速性においても諸外国に引け取るものではない。今必要なことは、国民の健康及び社会の安全を守り、国際条約に基づく公正な貿易のため、水際におけるチエック機能を強化・拡充することであり、そのための十分な検討及び幅広い議論が求められている。

ついては、次の措置を探られたい。

一、関税定率法等の一部を改正する法律案に盛り込まれてゐる特例申告制度については、「日切れ法案」と分離し、国民各層の意見を広く聽取するなど、慎重審議を行うこと。

二、国民の健康、社会の安全及び環境を守るた

めに、税關による審査・検査を省略することなく、國の責任により必要な規制を行うとともに、監視体制の充実を図ること。

第七五〇号 平成十二年三月十三日受理
消費税の増税反対、消費税率三%への減税に関する請願

請願者 東京都品川区二葉四ノ一二ノ四ノ二〇三 中村史徳 外二百五十七名

紹介議員

吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。
第七五八号 平成十二年三月十四日受理
関税定率法等の一部改正案の慎重審議に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ一ノ一 八代司 外五十九名

紹介議員

三重野栄子君

この請願の趣旨は、第七四七号と同じである。

第七六八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

紹介議員

阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第七四七号と同じである。
第七六九号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

紹介議員

井上 美代君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七〇号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七五号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七七号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七七号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七七号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 六 佐々木康行 外千三百四十二名

紹介議員

須藤義也子君

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 四 北岡益一 外千三百四十二名

紹介議員

大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。
第七七八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

請願者 大阪府貝塚市加治三七ノ七ノ七〇
八 伊藤修 外千三百四十二名

第七七九号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘二ノ四ノ一
ノ六ノ六〇五 田口隆康 外十三
百四十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八四号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府八尾市高安町北五ノ二三
吉田法子 外千三百四十二名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八〇号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

第七八五号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 滝川台一ノ
八ノ九 松本義紀 外千三百四十
二名

紹介議員 富樺 練三君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八一号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

第七八六号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上田中町一八ノ三五
坂本修一 外千三百四十二名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八二号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

第七八七号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府茨木市奈良町三ノ三七
辻 明子 外千三百四十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八三号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

第七八八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

円への改正に関する請願

請願者 大阪府守田市竹見台一ノ一ノC
二六ノ九〇三 小野和朋 外十三
百四十二名

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八九号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 京都市左京区一乗寺河原田町二〇
ノ七 奥田晴美 外千三百四十二
名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七九〇号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 京都市八幡市男山石城一ノB
〇ノ四〇三 小林久夫 外千三百四十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七九一号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 京都府池田市石橋四ノ八ノ三七
北川靖弘 外千三百四十二名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七九二号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府交野市私部四ノ五四
板垣一恵 外千三百四十二名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。